

滋賀県環境審議会 水・土壌・大気部会 議事録概要

○開催日時

平成 23 年 10 月 27 日（木） 14:00～16:00

○開催場所

滋賀県庁新館 7階 大会議室

○出席委員等

川地部会長、石津委員（代理）、小栗委員（代理）、笠原委員、亀田委員、北出委員、長尾委員（代理）、中西委員、中村委員、西田委員、藤井委員、和田委員（全 17 委員、出席 12 委員、欠席 5 委員）

北田俊夫（赤野井湾流域流出水対策推進会議副議長、県環境審議会条例第 8 条適用）

○議題

- ・第 6 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（素案）について
- ・滋賀県公害防止条例等の改正について
- ・その他

□第 6 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（素案）について

【川地部会長】 まず、赤野井湾流域流出水対策推進会議の北田さんから、赤野井湾流域流出水対策推進計画の取りまとめ経過についてご報告をお願いします。

【北田さん】 本日は、赤野井湾流域流出水対策推進会議長の井手が所用で来られませんので、代理として、私からご報告申し上げます。

ご存知のとおり赤野井湾は琵琶湖南湖の北東岸に位置している小さな湾です。かつては、大変豊かな漁場でありセタシジミが多く獲れました。ところが、昭和 40 年代以降厳しくなり、今では琵琶湖で最も水質汚濁の進んだ地域となっています。

当推進会議の構成団体と守山市、水資源機構、県は、平成 18 年度に策定されました赤野井湾流域流出水対策推進計画に基づき、5 年間活動を進めてまいりました。そして、年 1 回、取組状況の報告と情報の共有を目的にフォローアップ会議を開催しています。

第 1 期の取り組みでは、農業排水や市街地排水の対策、また河川の浄化対策、その他エコライフスタイルの推進や河川や水辺に、市民の関心を促すための環境学習などの啓発事業、さらには、現状を確認するためのモニタリングなどを実施してまいりました。

第1期の評価として、流入する河川の水質はかなり改善傾向が見られたと思います。上流域では、ホタルの飛翔数、飛翔地域数ともに増加しつつあります。この点では、第1期の目標に掲げたあるべき姿に近づいたと評価しています。

しかし、赤野井湾については、COD、透明度をはじめ、水草、オオカナダモに代表されます藻類、ホテイアオイ、ボタンウキクサ、ヒシなどの異常繁茂、底質の泥質化などによって、あるべき姿のもう一つの指標であるシジミが棲める水環境には、なかなか近づいていないのが現状です。従いまして、引き続き対策の推進が求められるところです。

そこで、平成23年度から27年度を計画期間とする第2期計画を策定すべく、3回に渡り会議を開催し、赤野井湾流域流出水推進計画をとりまとめました。対策の内容は、第1期の継続としていますが、今回から湾内の改善対策を加えることとしました。陸域対策と併せまして、湾内対策も必要であることを計画に表し、関係者の共通理解を図りました。このことについては、一步前進したと考えております。

第2期計画においても、参画する団体の積極的な取り組みと、住民、行政、専門家の皆さんとの連携と協働で事業の推進に当たれることは、大いに期待が持てるというように感じております。また、参加団体間における連携と協働をより強められる仕組みを構築して参りたいと考えているところです。

最後の対策推進会議において、井手議長が「赤野井湾がきれいになった日が、琵琶湖が本当にきれいになった日である」と言われました。琵琶湖の水環境の保全について、私ども赤野井湾流域流出水対策推進会議も積極的に、かつ真摯に活動を進めて参る所存であります。本日は、委員皆様のご十分なご審議ならびに絶大なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。私からの代理報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【川地部会長】 ありがとうございます。計画のとりまとめにはご苦勞があったと思います。赤野井湾流域の水質改善は重点的な取り組みとして素案に位置づけられていますので、併せて審議したいと思います。

それでは、事務局から素案の説明をお願いします。

事務局から説明後、以下の質疑等がありました。

【笠原委員】 前回、負荷量が減りながらCODが改善されない要因として内部生産とすることを説明していただきましたが、負荷量と水質の推移をみると、

全窒素と全りんについても負荷削減の度合いからみると、水質改善の度合いが少ないと思います。この要因は何でしょうか。

また、負荷量の削減という観点からの改善の余地がなくなってきているという説明でしたが、どういうメカニズムでそのような傾向が出たのでしょうか。

【事務局】 まず全窒素については、平成17年度から22年度までの水質をみると、かなり減少しており、流入負荷の減少の影響を受けて、水質が変わってきていると見ています。全りんについては、非常に濃度が低くなってきていますので、以前とは違うメカニズムで、湖内での循環が起きている可能性も考えられます。今後、水質汚濁メカニズム調査で明らかにできればと考えています。

また、負荷量の削減からの水質改善が見込めないことについては、下水道の普及率が高いなど削減余地が少ないため、これまでのように大幅な負荷量の削減が見込めないからです。

【北出委員】 北田さん、赤野井湾に流れる川の周辺はほとんど農地だと思いますが、田植え時期の汚れ具合はどの程度でしょうか。

【北田さん】 私ども豊壤の郷で、河川の100地点で年に5回、パックテストで水質調査を行っています。その結果、いわゆる代かきのときは、具体的な数値は今持ち合わせていませんが、COD、窒素、りんの汚濁は非常に大きいです。湾内もかなり悪くなっていると思います。

【北出委員】 除草剤を田畑の土手にまくと草が枯れて崩れ易くなる。そうした泥が湾内に溜まることになるけども対策はしていますか。

【事務局】 そういう観点からの調査はしていません。

【北出委員】 野洲に矢板護岸の湖岸があるが、他に矢板護岸がどれくらい残っているか分かりますか。

【事務局】 他にもあると思いますが、今、詳しい情報は分かりません。

【北出委員】 菖蒲浜のヨシ植えには4年程取り組んでいますが、波風が強い場所でまだうまく行ってません。やるならその対策も必要です。

【北田さん】 赤野井湾の湖岸はほとんどが石積で、砂地の護岸は全くありません。また、湾内の湖底は、浚渫されていますが、また元に戻っていると観測しています。泥状が多く、以前見られたスジエビなどは、今は見られません。ヒメタニシなどが多く、湖底は悪くなっていると思っています。

【北出委員】 菖蒲浜で泥を攪拌して除くとシジミが出てきた。泥があると難しいです。

【中村委員】 赤野井湾流域の対策の中で、水草による水質浄化対策がある一方で、湾内のハス等を刈り取るという対策もあります。一見矛盾しているよう

にも思えますが、どういうことだったのでしょうか。

【事務局】 湾内のハスは植生浄化作用よりも、湖流の停滞や枯れて腐敗し泥質化を促進させる負の作用が大きいと考えているため、刈り取りを行うこととしています。刈り取るか否かは地理的条件など水域の特性を考慮して判断していくべきと考えております。

【川地部会長】 目標水質について、対策を講じた場合で現状維持がやっとということになっています。現状の対策で効果が出ないのであれば、少し違う角度から見直してもいいのではと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】 対策を講じた場合でも現状から改善しないことについて、1つは汚濁負荷対策に一番寄与する下水道をほぼ広げていて、今はその維持することに多くのお金をかけている状況であるということがあります。

それともう1つは、CODに関して、難分解性有機物の話をさせていただいていますが、琵琶湖のように全窒素、全りんが比較的到低い湖においては、有機物の管理ということについて、有機汚濁の指標の妥当性の面も含めて、TOCなど他の指標による評価を併せて行っていく必要があるのではないかと考えています。

【北出委員】 矢板護岸については、どういうふうに考えているんですか。

【事務局】 人口護岸の自然護岸化という事業も計画には位置づけています。湖辺部が改変されたことによって、水質なり生態系に大きな影響を与えているという認識は持っています。「マザーレイク21計画」の中でも大きなテーマとしていますので、種々の条件をクリアしつつ、生態系を改善させ、水質も改善させていきたいと考えています。

【北出委員】 一般的な人工護岸に改修しないで、できれば矢板の向こうに砂を詰めるなど自然に近いようにするとか、科学的なデータがないから言えないけれども、感覚的にはそう進めていくべきと感じています。

否定的なことばかり申し上げていますが、いいことも起きています。菖蒲浜で泥をマンガンで攪拌したらシジミが一杯出てきたとか、家棟川でホンモロコがバケツ一杯に釣れています。生態系の回復基調も出てきているなという実感も持っています。

□滋賀県公害防止条例等の改正について

事務局から説明後、以下の質疑がありました。

【和田委員】 水質汚濁防止法と条例の両方に違反する場合は、罰則は両方かかりますか。どちらか一方ですか。

【事務局】 法と条例の両方に違反となりますが、罰則の適用は法律となります。

- 【和田委員】 制定までの見通しはどうか。
- 【事務局】 2月定例議会にかけて、施行は6月と考えています。
- 【川地部会長】 拡声器使用の警告違反に対する罰則について、法律に規定はないようですが、条例には罰金がついています。これは独自規定ということですか。
- 【事務局】 県独自の制定となります。
- 【川地部会長】 内容はどのようなものですか。注意しても守らない場合は、罰金が科せられますよということを想定されているのですか。
- 【事務局】 生活環境を特に守らなければならない病院であるとか教育機関の周辺など、より静粛な環境を守る区域において、拡声器の使用を想定しています。
- 【北出委員】 街宣車とか政治活動でも取り締まるのですか。
- 【事務局】 条例では商業目的に限定されています。
- 【中村委員】 梅雨の時期に施行になるかと思いますが、事業者への説明を十分にさせていただきたいなと思います。
- 【事務局】 各協会ですとかに呼びかけをして、事業者には十分に説明をさせていただきたいと思っています。